

# 医療情報取得加算について

2024年6月の診療報酬改定より医療情報・システム基盤整備体制充実加算から医療情報取得加算へ改定されました。  
当院は**医療情報取得加算**の対象医療機関です。

マイナ受付を行い情報の閲覧に同意いただくことで健診結果やお薬情報を取得・活用して診療に役立て、質の高い医療を提供いたします。



とっても簡単!

## マイナンバーカード

1

### 受付

マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。



3

### 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。

過去の情報を  
利用いたします

過去の診療以外の診療・服薬情報  
を診療に提供することに同意しますか。  
この情報は本人の診療や健康増進のために利用します。

(40歳以上対象)  
過去の情報を  
利用いたします

過去の診療情報に同意しない場合は、  
この情報は本人の診療や健康増進  
のために利用できません。

※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

2

### 本人確認

顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。



4

### 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

## マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりにマイナンバーカードを使う新たな方法。それが「マイナ受付」です。



マイナンバーカードが**保険証として使えます。**

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01

より良い医療が可能に!

初めての医療機関等でも、薬剤情報等の履歴情報を活用し、今まで使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※同意できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

POINT 02

手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印!



事前に登録するだけで利用できます!



詳しくは

マイナポータル



Point!

薬剤情報等の提供に**同意**をすると、  
**データに基づく適切な医療が受けられる!**  
さらに…健康保険証で受診した場合と比べて、  
**初診時等の窓口負担が低くなる!**

Point!

限度額適用認定証等がなくても、  
**手続きなしで高額療養費の限度額を超える  
支払いが免除!**

令和6年6月1日  
まくはり南クリニック